

平成11年10月27日
公衆衛生審議会疾病対策部会臓器移植専門委員会

臓器移植法に基づく脳死下での臓器移植例に
係る検証に関する最終報告書（抄）

1 臓器移植の透明性確保と臓器提供者等のプライバシー保護の両立について

< 1 これまでの経緯 >

- 1 本年2月に臓器移植法施行後初の脳死下での臓器提供が行われて以降、臓器移植の透明性の確保と臓器提供者等のプライバシーの保護の両立を図ることが極めて重要な課題となってきている。
- 2 厚生省は、これまで、臓器提供事例において、移植医療の透明性の確保の観点から、臓器提供者の御家族に対して事実関係及び医学情報が開示されることを十分に納得していただくよう努力し、これまでの事例に基づき、基本的に開示されるべき項目を定め、御家族に示している。
- 3 それらの状況を踏まえた上で、厚生省から、平成11年8月12日の本委員会において、そのような努力をしてもなお、情報公開について御家族の承諾がどうしても得られない場合についての対応方針が示された。また、同省から、平成11年9月14日の本委員会において、8月12日に示された方針は、臓器提供者の御家族に対して事実関係及び医学情報が開示されることを十分に納得していただくよう努力してもなお、情報開示について御家族の承諾がどうしても得られない場合には、情報開示について臓器提供者及び御家族のプライバシーの保護を原則とするという基本的なスタンスを提示したものであるとの説明があった。

< 2 今後の方針について >

- 1 脳死下での臓器提供事例における情報開示については、中間報告において示された7つの観点：
 - (1) 第三者による監視・検証システムの必要性（密室性の打破）
 - (2) 移植医療に関する国民への啓発普及の一環としての情報開示の必要性
 - (3) 臓器提供における任意性の確保
 - (4) 個人の医療情報に係る保護
 - (5) ドナーとレシピエントの遮断（匿名性の確保）
 - (6) 礼意の保持
 - (7) 臓器提供者とその御家族の保護

に沿った形で行われるべきであって、臓器提供者及び御家族のプライバシーが侵害されない範囲において透明性の確保が図られることが重要であると考えます。

- 2 また、本委員会として、これまで厚生省において基本的に開示されるべき項目を定めて御家族に示すことにより情報開示について十分に納得していただくよう努力してきたことを評価する。
- 3 なお、脳死下での臓器提供が行われたという情報、及びそれに伴い移植が行われたという情報のみについては、臓器提供者が特定されるおそれがあるとは考えられず、臓器提供者又は御家族のプライバシーを侵害するものではないので、御家族の開示に係る承諾が得られない場合においても開示されるべきであると考えます。ただし、その他の具体的開示項目については、基本的に御家族の承諾に基づき、個別事例に即した判断により決定すべきであると考えます。
- 4 また、本委員会として、厚生省においても、移植医療の透明性の確保の重要性についても十分に認識し、御家族の承諾を得ないまま情報開示を行うことが可能な場合があるかどうか、または御家族に情報開示の重要性についてより深く御理解いただくためにどのような方策があるかどうか等の点について、今後起きる個別事例に即して検討していく方向であることを確認した。